

社会福祉士国家試験受験資格

(福祉総合学部福祉総合学科)



社会福祉士国家試験受験資格

(福祉総合学部 福祉総合学科)

I. 社会福祉士とは

社会福祉士は、社会福祉専門職の国家資格であり、社会福祉士及び介護福祉士法によって「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者」（法第2条）と定義されている。

社会福祉士は地域包括支援センターに配置されているほか各種社会福祉施設の生活支援員・生活相談員、相談機関の相談員、公的機関（児童相談所や福祉事務所のケースワーカー）、医療機関（医療ソーシャルワーカー）、教育機関（スクールソーシャルワーカー）、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカーやボランティア・コーディネーター、介護保険事業のケアマネジャー等職域と職種は多岐にわたっている。また、判断能力が不十分な人たちを支援する成年後見制度（成年後見人）等においても社会福祉士は活躍している。

現在、社会福祉を取り巻く状況が大きく変化するなか、地域を基盤とした相談援助、地域における就労支援、権利擁護等のサービス利用支援等の分野において、社会福祉士の新たな役割が求められている。

II. 社会福祉士をめざすには

2007年の法改正に伴い、国家試験受験資格取得のための履修科目が大幅に改正され、2009年度より新しい養成カリキュラムが実施されている。新たなカリキュラムは、より高い実践力を持つ社会福祉士の養成のために現場の仕事に即した内容に見直されており、指定科目の教育内容や名称の変更、新たな指定科目の設置、演習・実習時間数の拡充等が盛り込まれている。

社会福祉士の資格を取得するためには、本学で国家試験の受験資格を得た後、年1回実施される国家試験を受験し、合格しなければならない。国家試験の受験資格を得るためには、本学で厚生労働省の指定科目をすべて単位取得する必要がある（表1を参照）。

社会福祉士国家試験の合格率は約30%と難関であるが、計画的・効率的な学習を継続することで合格の可能性も高くなるので、表2のモデルを参考にして1年次から自分自身の履修計画を立てておくことが大切である。

表1の①～②指定科目の履修については以下の点に留意し、原則として履修年次に単位取得する必要がある。

1. 表1にある①, ②, ③については, その3科目のうち1科目以上を単位取得することで国家試験受験資格を得ることができる。ただし, 国家試験合格のためには3科目すべてを履修することが望ましい。
2. 表1にある⑰, ⑱, ⑲については, その3科目のうち1科目以上を単位取得することで国家試験受験資格を得ることができる。ただし, 国家試験合格のためには3科目すべてを履修することが望ましい。
3. 本学では, 表1の⑦「相談援助の理論と方法」を「ソーシャルワーク論Ⅰ」, 「ソーシャルワーク論Ⅱ」の2科目に分けて開講しているが, その両方を単位取得しなければならない。
4. 本学では, 表1の⑳「相談援助演習」は1年次開講の「ソーシャルワークの基礎」, 2年次開講の「ソーシャルワーク演習Ⅰ」, 3年次開講の「ソーシャルワーク演習Ⅱ」の3つに分けているが, その3科目すべてを単位取得しなければならない。ただし, 「ソーシャルワーク演習Ⅰ」と「ソーシャルワーク演習Ⅱ」の履修については, 実習関連科目であることから, 別に定められている履修条件を満たす必要がある。その詳細については, 各学期に行われるソーシャルワーク実習説明会で説明するので, それに必ず出席し, 履修条件を満たさなければならない。
5. ソーシャルワーク実習を行うにふさわしい学業成績(実習前年次終了時点でGPA3.0以上)を有していること。かつ学科の進級要件・実習要件を満たしていること。
6. ㉑相談援助実習(「ソーシャルワーク実習」)の諸手続きや詳細についても, ソーシャルワーク実習説明会において説明するので, それに必ず出席し, 手続きのミスや遅れのないようにしなければならない。なお, 「ソーシャルワーク実習」においては, 履修年次に別に定める登録費を納付しなければならない。
7. 国家試験については, 随時, 国家試験受験説明会において説明を行うので, それに必ず出席し, 受験科目や受験手続きについて確認しておく必要がある。

本学には, 社会福祉士をめざす学生を支援するために福祉教育センターが設置されているので, 積極的に活用すること(詳細は214頁を参照)。

Ⅲ. 社会福祉士取得に必要な科目とその単位数（表 1）

厚生労働省による法令指定科目	対応する本学開設科目			備 考
	科 目 名	科 目 名	単 位	
①人体の構造と機能及び疾病*	医学知識	2	1・2	*受験資格としては、 法令指定科目①～③ のうち1科目以上選 択必修
②心理学理論と心理的支援*	心理学	2	1・2	
③社会学理論と社会システム*	社会学	2	1・2	
④現代社会と福祉	現代社会と福祉（職業指導を含む）	4	1・2	
⑤社会調査の基礎	社会調査	2	1・2	
⑥相談援助の基盤と専門職	相談援助の基礎と専門職	4	1・2	
⑦相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	4	2・3	
⑧相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅱ	4	2・3	
⑧地域福祉の理論と方法	地域福祉論	4	1・2	
⑨福祉行財政と福祉計画	福祉の財政と計画	2	1・2	
⑩福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	2	2・3	
⑪社会保障	社会保障論	4	2・3	
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論	4	1・2	**受験資格として は、法令指定科目⑬ ～⑲のうち1科目以 上選択必修
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援 制度	障がい者福祉論	4	1・2	
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭 福祉制度	子ども家庭福祉論	4	1・2	
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	生活保護論	2	2・3	
⑯保健医療サービス	医療福祉	2	2・3	
⑰就労支援サービス**	就労支援	1	2・3	
⑱権利擁護と成年後見制度**	権利擁護論	2	2・3	
⑲更生保護制度**	司法福祉	1	2・3	
⑳相談援助演習	ソーシャルワークの基礎	1	1	
㉑相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	2	
㉒相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	3	
㉓相談援助実習	ソーシャルワーク実習	6	2	
㉔相談援助実習指導	ソーシャルワーク基礎実習指導	1	1	
㉕相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導	2	2	

※社会福祉士指定科目を履修し、福祉総合学科を卒業した学生は、社会福祉主事、児童指導員の各資格を取得できる。ただし、これらの資格は、専門機関・施設で担当職員として任用された後に有効となる任用資格である。

福祉総合学科社会福祉士受験資格取得予定者履修モデル (表2)

科目群	1年次	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群 I (語学)・II (情報)	Fundamentals of English I ②* 情報メディア演習 I ②*			
キャリア形成科目群 (この科目群の中より ④単位以上選択必修)	基礎ゼミ a ①* 基礎ゼミ b ①* 地域ボランティア研修② 福祉疑似体験②	福祉グローバル研修②※	ゼミナール I a ①* ゼミナール I b ①*	ゼミナール II a ①* ゼミナール II b ①*
専門基礎科目群 (この科目群の中より ⑥単位以上選択必修)	ジェンダー論② 女性福祉論② 福祉文化論② 地域ボランティア論②	福祉まちづくり論② 福祉医療ケアシステム論②		
専門科目群 I (福祉関連科目) 社会福祉士指定科目	医学知識② 心理学② 社会学② 現代社会と福祉 (職業指導を含む) ④ 相談援助の基礎と専門職④ 高齢者福祉論④ 障がい者福祉論④ ソーシャルワークの基礎① ソーシャルワーク基礎実習指導①	社会調査② ソーシャルワーク論 I ④ 地域福祉論④ 福祉の財政と計画② 社会保障論④ 子ども家庭福祉論④ 生活保護論② 司法福祉① 権利擁護論② ソーシャルワーク演習 I ② ソーシャルワーク実習⑥※ ソーシャルワーク実習指導②	ソーシャルワーク論 II ④ 福祉経営論② 就労支援① 医療福祉② ソーシャルワーク演習 II ②	
専門科目群 I (福祉関連科目) (この科目群の中から 22単位以上選択必修)	介護の知識と技術②	国際福祉論② くすりの知識② 社会福祉専門研究 I ②	社会福祉専門研究 II ② 医療ソーシャルワーク論④ 生命と倫理② 社会心理学②	社会福祉応用研究 I ② 社会福祉応用研究 II ② 福祉ビジネス論② 福祉リスクマネジメント論②
年次単位数	44	47	23	10
累積単位数	44	91	114	124

○のなかの数字は単位数を表す。

*印を付した科目は学部の必修科目である。

※福祉グローバル研修, ソーシャルワーク実習は, 別途費用負担がある。

